

防災資機材保管用の倉庫を建築する場合の手続

☆ 自主防災組織を結成される皆さんへ

「自主防災組織」とは、地域住民の日常生活の安全の確保を図るため、地域の防災活動を行うことを目的として、住民が自主的に自治会等を単位として結成する組織をいいます。

災害が発生した場合は、市役所や消防署、地域の消防団など防災関係機関が総力をあげて応急活動に取り組みます。しかし、広域で発生する大きな災害では、被害が多種多様にわたることが想定され、関係機関のみの活動では十分に対処できないことが考えられます。このような中で、被害を最小限に抑えるためには、家庭における日頃からの備えや地域ぐるみの防災活動が重要な役割を果たします。

市では、日頃から防災意識の啓発や訓練を通じて、被害を最小限に抑えられるよう「自主防災組織」の設立を推進しています。

☆ 防災資機材を保管する倉庫の建築(設置)場所について

「自主防災組織」を設立しますと緊急時に使用する防災資機材の整備が必要となります。防災資機材を保管するための倉庫を建築(設置)する場合は、緊急時に自主防災組織の皆様が直ぐに使用することができる場所に建築(設置)していただく必要があります。そのため、自主防災組織の地域内の適した場所(自治会館等の敷地)に建築(設置)をしていただくことを原則としています。

地域内に設置場所を確保できない場合は、市有地(公共用地)への設置について相談を受けています。ただし、公共用地の状況により、希望する場所に設置できない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

防災倉庫を建築する場合の相談窓口

防災資機材を保管するために倉庫を建築する場合は、建築基準法などの法律に基づく手続が必要になります。

※市販の簡易な物置を設置する場合でも手続は必要です。

防災倉庫を建築する場合は、あらかじめ防災安全課(市役所2階)で相談してください。

〒278-8550

野田市鶴奉7番地の1

野田市市民生活部防災安全課防災係

04—7125—1111(内線3136、3140)

自治会館等が建築されている敷地に建築する場合

自治会館等が建築されている敷地に、防災資機材を保管するための倉庫（以下「防災倉庫」といいます）を建築する場合は、次の手続が必要です。

1 10 m²以内の防災倉庫を建築する場合

防火地域及び準防火地域以外の地域では、建築確認申請は不要です。

2 10 m²を超える防災倉庫を建築する場合

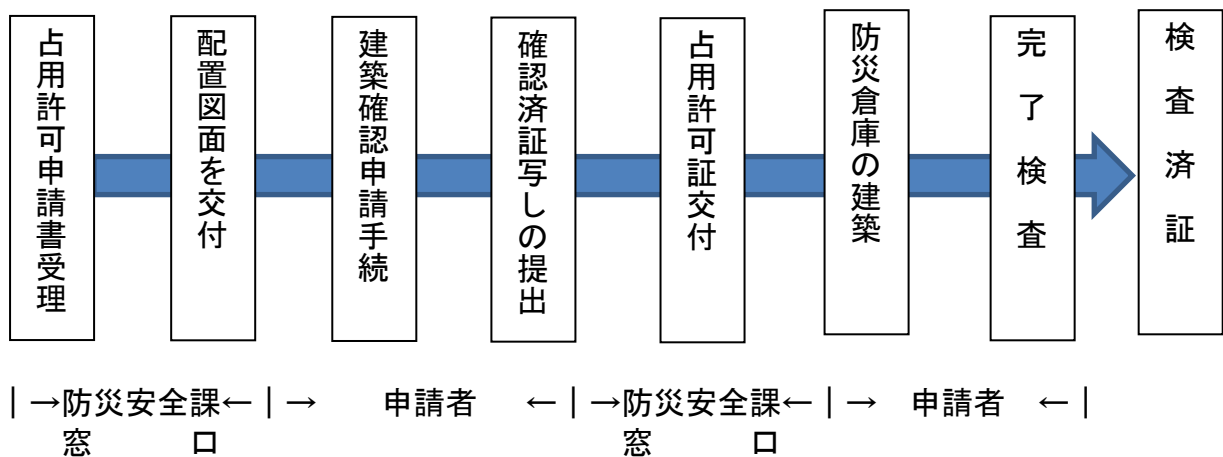
- ①設計事務所に依頼していただき、建築確認申請をする必要があります。
- ②確認済証の交付を受けた上で建物の建築をしてください。
- ③建物が完成したら完了検査を受け、検査済証の交付を受けてください。

【自治会以外の所有の土地に建築する場合】

あらかじめ土地の所有者に連絡して建築の承諾を取ってください。

自治会館等が建築されている土地の所有者が野田市の場合は、防災安全課の窓口で土地の占用許可申請手続をしてください。

【野田市の土地の場合の手続の流れ】



建物の無い敷地に建築する場合

建物の無い敷地に防災倉庫を建築する場合は、次の手続が必要となります。

○防災倉庫を建築する場合

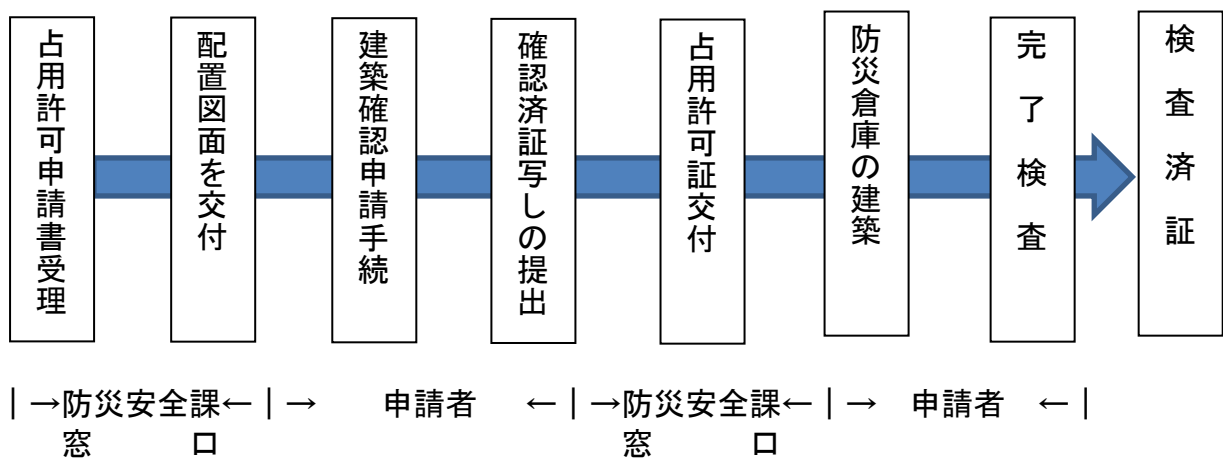
- ①設計事務所に依頼していただき、建築確認申請をする必要があります。
市街化調整区域の場合は、都市計画法の手続が必要となります。
- ②確認済証の交付を受けた上で建物の建築をしてください。
- ③建物が完成したら完了検査を受け、検査済証の交付を受けてください。

【自治会所有の土地以外に建築する場合】

あらかじめ土地の所有者に連絡して建築の承諾を取ってください。

土地の所有者が野田市の場合は、防災安全課の窓口で土地の占用許可申請手続をしてください。

【野田市の土地の場合の手続の流れ】



防災倉庫の設置について（質疑応答）

Q 1 なぜ、平成26年度から防災倉庫を設置する場合に建築確認申請が必要になったのか？

A 1 平成26年3月議会の市政一般報告で、防災倉庫の建築確認に関して次のように取り扱うことを発表させていただきました。

自主防災組織の皆様のご協力をお願いします。

自主防災組織が防災物資を保管するために設置する簡易な倉庫については、自治会館等に用地を確保できないときは、災害時に一時の集合場所となる公園に設置することを従来から許可しておりました。その際に、建築基準法上の確認が必要であることを指導していなかったため、手続がなされず設置がされているのが現状であります。確認申請を受けるためには、法律上の手続及び構造を備える必要があり、費用を要することになることから、他の自治体においても違法であることを認識しつつも黙認している状況にあります。しかし、行政機関として法律違反を見過ごすことはできないため、今後は建築基準法上の手続をしていただくよう指導することといたしました。

災害対策基本法上は、自主防災組織の充実を図り、住民の自発的な防災活動の促進を図ることが市町村の責務と規定されており、しかも地域の方のご協力を基に防災組織を設立して頂いている中で、負担が増えることは大変心苦しいことですがお願いすることといたしました。

なお、既に許可しているものについては、5年間の経過措置（平成30年度まで）を設け、その間に法律上の手続をしていただくようお願いしてまいりたいと考えております。

Q 2 公園に防災資機材保管用として既製の物置を設置する場合の手続はどのようにすればいいのですか？

A 2 ①公園の敷地を占有することから「占有申請手続」

→ 市役所2階の防災安全課の窓口で手続をしてください。

②建築物を設置することから「建築確認申請手続」

→ 各設計事務所で手続をしてください。

③建築物を基礎に緊結させるための基礎工事が必要となります。

→ 各工事業者に依頼してください。

Q 3 小さな防災倉庫の建築確認申請は不要ではないですか？

A 3 建築基準法では、建築確認が必要となる建築物の大きさについての定義はありません。ただし、小規模な犬舎や掃除用具入れ等は建築物としてみなさないのが通例となっています。

なお、防災倉庫が次の要件を満たす場合は、建築物に該当しないため建築確認申請が不要となります。

・物置の中に人が入り、物の出し入れをしないもの

※野田市では、奥行きが1 m以内、又は高さが1.4 m以下の物置であれば、上記の要件に該当するものとして取扱いをしています。

Q 4 10 m²以内の物置なら建築確認申請は不要だと聞いています。そうではないのですか？

A 4 建築基準法第6条では、「防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10 m²以内であるときについて適用しない。」とされています。

防火地域及び準防火地域外では、自治会館の敷地に防災倉庫を設置する場合には増築扱いになりますので、10 m²以内であれば建築確認申請は不要です。ただし、更地（建物の建築されていない土地）に建築する場合は、新築となりますので建築確認申請が必要となります。

公園等の場合は、新築に該当するため10 m²以内に限らず防災倉庫を設置するに際し、建築確認申請が必要になります。

①建物有り＋②防災倉庫を設置 ＝ 増築：10 m²以内なら建築確認申請不要

①建物無し＋②防災倉庫を設置 ＝ 新築：10 m²以内でも建築確認申請必要

公園等に倉庫を設置の際には、建築確認済証の添付を条件としています。野田市も行政機関として法律違反を見過ごすことはできないため、平成26年度から建築基準法上の手続をしていただくよう指導することといたしました。

Q 5 建築確認申請は誰に頼めばよいのですか？

A 5 建築士の資格を有する設計事務所になります。費用は、一坪程度の倉庫で15～20万円程度です。

Q 6 基礎工事はどのような工事が必要なのですか？

A 6 物置を基礎に緊結させるために基礎工事が必要となります。建築基準法に基づく基礎工事は、収納物の内容や量など被災時の機能確保と、安全性に配慮した具体的な計画が必要になります。一般的には、ベタ基礎又は布基礎になります。費用は一坪倉庫で30～35万円程度です。

(参考)市役所の積算では、仮設工事や倉庫組立設置費込みで75万円になりました。

簡易な仮設工事とし、倉庫組立設置費別で30～35万円になります。

奥行きが1m以内、又は高さが1.4m以下の物置等を設置する場合には、物置の仕様書やメーカーの推奨する方法で確実に固定をしてください。

Q 7 コンクリートブロックを並べて、その上に物置を乗せる方法でもいいのでは？

A 7 地震や風水害で建築物が動いたり、倒れたりしないように、建築物は基礎に定着させる必要があります。

平成25年9月の竜巻では、約5畳の防災倉庫が飛んでいますので、建築確認申請が不要の場合でも必ず倉庫はアンカーボルトで基礎に緊結させて下さい。

Q 8 コンクリートブロックを並べて、上に物置を乗せる方法ならば、建築基準法で定める土地に定着していないので、建築物に該当しないのでは？

A 8 平成16年に国土交通省から「コンテナを利用した建築物の取扱いについて」という通達が出されています。この通達では、「随時かつ任意に移動できないコンテナは、その形態及び使用の実態から建築物に該当する。」とされています。

Q 9 既に設置済みであるが、5年以内に何をしたらいいのですか？

A 9 公園等に設置している防災倉庫を建築基準法に適合する建築物にするには、次のいずれかの方法により対応してください。

- ①新たに建築確認申請のし、確認済証と検査済証の交付を受けてください。
- ②自治会の集会施設等の土地に防災倉庫を移転してください。この場合、自治会館の設置目的と防災倉庫の設置目的が自治会活動の一環と認められるので、自治会館等の増築として取扱われます。

防火地域及び準防火地域外では、10㎡以内の防災倉庫であれば、建築確認は不要となります。ただし、建築基準法の規定に適合する必要があります。

③市の許可を受けて公共施設の敷地内に移転してください。

公共施設の敷地には限りがあります。防災倉庫の設置を申し込まれても許可できない場合がありますので、ご理解願います。

公共施設が建築されている敷地は、建築基準法上の増築として取扱い、防火地域及び準防火地域外では10㎡以内の防災倉庫であれば、建築確認は不要となります。この場合、確認申請は不要ですが、建築基準法の規定に適合する必要があります。

④駐車場や空き地に防災倉庫を移転する。

この場合は、建築確認申請が必要となります。農地の一部を利用して防災倉庫を建てる場合は、農地転用の手続が必要になります。なお、市街化調整区域の場合は、都市計画法の手続も必要になります。

Q10 建築確認申請を安くする方法はありますか？

A10 建築確認申請は、建築設計事務所以外の方が申請する場合、図面や構造計算書等の申請書類の作成が困難なため、設計事務所をお願いして下さい。

Q11 建築確認等の費用の補助はありますか？

A11 野田市自主防災組織育成補助金交付規則（平成27年9月30日改正）に基づき補助金が交付されます。

（資機材補助金①（新規で自主防災組織設立した場合））

200,000円（定額）＋（1,800円×自主防災組織を構成する世帯数）

※資機材の購入金額を限度とする。設立時のみ対象となります。

（資機材補助金②（既に自主防災組織設立している場合））

資機材等の修繕や買い足し等に要する費用の2分の1

上限額＝100,000円（定額）＋（900円×自主防災組織を構成する世帯数）

※一般財団法人自治総合センターの自主防災組織育成事業の助成を受けている場合には対象外

※資機材補助金①の交付決定後4年を経過した団体が対象

◆①②の補助金は平成27年10月1日から令和5年3月31日までの適用